

## 令和元年 第 8 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年 8 月 16 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 09 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

### 5. 議事録署名委員の指名

11 番 神志那 静清 12 番 工藤 妙子

### 6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史  
係 長 藤田 鉄也  
係 員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

### 7. 議事日程

- (1) 議案第 44 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (7) 議案第 50 号 現況証明（非農地証明）について
- (8) 議案第 51 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

### 8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、14 名です。

過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

## (1) 開 会

議長           みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、その発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。合せて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和元年第8回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時14分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長           日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私(議長)から指名いたします。

11番 神志那静清 委員、12番 工藤妙子 委員をお願いします。

## (3) 報告事項

議長           日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和元年第7回定例総会から本日の令和元年第8回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた1点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

(資料1の会長報告を朗読)

議長           私からの報告は、以上です。また今回、各種報告については特にないようです。

議長           続いて、「報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは事前に配布しています議案書の1ページをお開きください（議案書のとおり、報告第6号の番号1番から番号3番までの3案件について朗読）。  
以上、報告いたします。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

5番委員 5番 木津一秀です。  
今、事務局から説明のあった事項で、2番と3番の件ですけど、地目は田でありながら半分だけ返す。また、2番と3番の田が同じ場所なので納得しがたいので、詳細な部分を説明願います。

事務局 農業委員会事務局の川原です。  
こちらの分につきましては、農地中間管理事業を使いまして芦刈信介さんから公社、公社から芦刈農産の方に土地を貸している分になります。  
今回、1067㎡分に堆肥舎を作るという計画をしています。堆肥舎を作る場合につきましては、中間管理が使えないということで、一度解約をして、また、利用権設定をするかたちになります。あらためて賃貸借の申請が出ますのでよろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。よろしいでしょうか。  
これは、堆肥舎の場合は、もう農地として使えないということでこうなります。上の部分につきましては、農地として使っていくから中間管理事業をしてもよいことになります。

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り次に進みます。

#### (4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。  
まず、「議案第44号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。  
それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の鎌倉です。よろしく願います。  
それでは、農地転用見込みについて説明させていただきます。  
別冊議案書、議案第44号をご覧ください。議案第44号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和元年8月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして、2ページをお開きください。（議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読）以上です。

議長

提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号1番から3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番から3番までの3案件を7番 森田孝市 委員にお願いいたします。

7番委員

7番 千歳の森田孝市です。

8月7日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請者が高齢となり、後継者も無かったため、申請地は数年前より休耕田となっていた。孟宗竹が生え、周囲の農地に迷惑をかけるため、平成26年にサクラの木を21本植えた。以上のことから、申請地を植林地へ転用し管理したいので、除外をお願いしたいということで申請を行ったそうであります。

変更後の農地区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地のその他の農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないため に該当し、農地転用の許可の要否は、第4条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるということであります。

続きまして、番号2番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は、申請者が高齢となり、後継者も無いため、休耕田となっていた。雑草木が生え、周囲の農地に迷惑をかけないように、平成26年にサクラの木を合計15本植えた。以上のことから、申請地を植林地へ転用し管理したいので、除外をお願いしたいということで申請を行ったそうであります。

変更後の農地区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地のその他の農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないため に該当し、農地転用の許可の要否は、第4条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるということであります。

続きまして、番号3番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請者は県外在住のため、申請地の管理を地元の方をお願いしていた。しかし、その方が高齢となり農地の管理ができなくなり、他に耕作してくれる方が見つからなかったため、平成26年にサクラの木を合計26本植えた。以上のことから、申請地を植林地へ転用し管理したいので、除外をお願いしたい ということで申請を行ったそうであります。

変更後の農地区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地のその他の農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を

達成することが出来ないため に該当し、農地転用の許可の可否は、第4条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるということであります。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第44号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第44号については、意見を求められております。審査報告は、番号1番から番号3番までの3案件につきましては、「転用は可能である」とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第44号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番から番号3番までの3案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 続いて「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので一括して説明をお願いします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしく申し上げます。

私からは農用地利用集積計画について説明させていただきます。それでは3ページの議案第45号をご覧ください。議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和元年8月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして4ページをご覧ください。（議案書に基づいて令和元年8月19日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。6ページの議案第46号をご覧ください。議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和元年8月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして7ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）

以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。  
この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第45号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第46号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午後2時28分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後2時29分)

議長 次に「議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きくだ

さい。

「議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)  
以上、説明を終わります。

議長 それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 番号 1 番の案件を 18 番 佐藤正雄 委員にお願いいたします。

18 番委員 18 番 三重の佐藤正雄です。8 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は、高齢で後継者もないことから農地の整理を検討し、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も自身の耕作地に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、70 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 33 番 小野幸人 委員にお願いいたします。

33 番委員 33 番 朝地の小野幸人です。8 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲渡人は、実家の住宅と農地を相続しましたが、県外在住で管理ができず、譲受人の子に住宅を賃貸借していました。

譲受人は子のために譲渡人に住宅を購入したいと相談をした際に隣接する申請地も一緒に買って欲しいと言われ、自身の経営地とも隣接しており利便性が良いため、売買での話がまとまり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 305 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 47 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 47 号の番

号1番及び番号2番の2案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第47号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に「議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の3ページをご開きください。あわせて、概要書と事前に配布してあります図面もお開きください。

「議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号2番までの2案件について朗読)

番号2番案件につきましては、面積が3000㎡を越していますので、来週(21日 水曜日)に開催されます、県の常設審議委員会での意見徴収としての案件となります。

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号2番までの2案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の案件を2番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2番委員 2番 三重の後藤綾子です。8月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は、昭和44年12月に住宅を建築、その後昭和52年に増築し、これまで宅地として利用してきました。

今回、相続登記の際に、申請地が農地であることがわかり、是正のため申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。



1番委員 1番 緒方の麻生祐三子です。8月7日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は山際の農地で、元々耕作に不適な土地でした。父が亡くなり、当時県外在住で農地の管理が困難だったため、昭和53年2月頃と昭和63年2月頃に、杉を合計1,468本植林し、これまで地元の方に山林として管理をお願いしていました。

今回、財産の整理を検討していた際に農地法の許可が必要なが分かり、農振除外後に是正のための申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第48号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第48号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第48号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 引き続き議案書の4ページをご開きください。  
「議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)  
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番の1案件を2番 後藤綾子 委員にお願いいたします

2番委員 2番 三重の後藤綾子です。8月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、貸人●●●●から借人●●●●さんへの貸借権の設定に伴う、農地の転用の件についてであります。

借人は、三重町内の借家で妻と子3人の5人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、実家周辺に住宅の新築を計画しました。

父である貸人の所有する申請地に建築しようと相談した結果、使用貸借で話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を10番 矢野源平 委員にお願いします。

10番委員 10番、朝地の矢野源平です。8月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、貸人●●●●さんから、転用者●●●●合同会社 代表社員●●●●さんへ貸借権の設定に伴う農地の転用の件について、であります。借人は、太陽光発電施設の設置・販売・管理及び保守を行う法人です。太陽光発電施設の設置を計画し、地価の安い豊後大野市で事業候補地を探していました。いくつかの候補地を検討しましたが金額面で断念していたところ、貸人所有の申請地は面積等条件が良く、相談したところ貸借で話がまとまり、今回申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の、申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないため に該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を7番 森田孝市 委員にお願いします。

7番委員 7番 千歳の森田孝市です。8月7日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転に伴う農地の転用の件についてであります。

譲渡人と譲受人は、親子です。今回、譲渡人の高齢化にともない介護等の利便性を考慮し、現在の居宅より実家に近い場所で新居の建設を計画しました。農地以外の場所で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、譲渡人所有の土地が候補に挙がり、協議した結果、贈与で話がまとまったため、必要最低限で分

筆後に申請を行ったものです。

審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の、申請地に代えて周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないため に該当すると認められ、「問題ない」と認められました。

以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第49号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第49号の番号1番から番号3番までの3案件につきまして、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第49号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第50号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお開きください。あわせて概要書もお開きください。  
「議案第50号 現況証明（非農地証明）について」  
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)  
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番及び番号2番の2案件を2番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2番委員 2番 三重の後藤綾子です。8月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、周辺が山林原野化したため、40年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の

見込みはないため申請したものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。

地区審査会の意見といたしましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

次に、番号2番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は平成29年9月の台風に伴う水害により浸水し、耕作再開が不可能となったものです。

判断基準は、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当します。

地区審査会の意見といたしましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第50号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第50号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、発行基準に該当するとの報告です。

これより採決します。議案第50号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第50号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第51号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお開きください。  
「議案第51号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」  
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)  
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

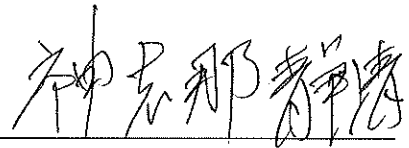
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号1番の案件を、1番 麻生祐三子 委員と26番 吉良郁雄 委員にお願いいたします。

なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 これをもちまして、令和元年第8回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
(とき、午後3時03分)

議事録署名委員 11番委員



”

12番委員

